

安 管 号 外
平成 27 年 3 月 27 日

受注者の皆様へ

工事費等内訳書取扱について

安来市総務部管財課長

安来市が発注する建設工事に係る入札時の工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いについて、次のとおり定めます。

1. 内訳書の提出を求める対象

安来市では設計金額が 10,000,000 円を越える建設工事の競争入札執行に際し、入札時に内訳書の提出を求めていましたが、平成 27 年 4 月 1 日以降より発注する建設工事の競争入札全てにおいて、入札時に内訳書の提出を求めます。

2. 内訳書の記載内容、提出方法及び無効等判断基準

- (1) 内訳書の提出を求める旨を、入札公告・指名通知書において明示します。
- (2) 内訳書は発注者が入札前に示した設計図書（仕様書）に対応し、記載してください。
- (3) 内訳書には、入札参加者が見積もった入札価格の内訳を記載すること。様式は任意ですが、入札公告・指名通知に際し様式指定がある場合は、指定された様式にて作成し、提出してください（市ホームページの参考様式についてもご覧ください）。
- (4) 内訳書について、次のいずれかに該当した場合には、その者の行った入札は無効として取り扱います。

ア 入札時に内訳書を提出しないもの

イ 内訳書の合計金額（税抜）と入札価格が一致していないもの

ウ 端数調整や一括値引き等、根拠のない減額が認められるもの

エ 設計図書（仕様書）の項目で一式表示となっていないものを一式表示とする等、記載すべき項目が欠落しているもの（建築関連工事を除く）

オ 内訳書内の内訳金額の計算に誤りがあるもの

カ 提出された内訳書に工事名、業者名の記載がないもの若しくは押印のないもの又はこれらの判別が不明なもの

キ 上記アからカに掲げるものの他内訳書に著しい不備があるもの

3. 内訳書の確認、審査

(1) 競争入札による建設工事

全ての入札参加者から入札書、内訳書の提出を受けて後、入札書を開札します。
入札会場では内訳書について2の(4)のア、イ、カの事項により確認・審査を行います。

落札候補者の最低入札金額を読み上げて落札保留を宣言の後、一旦閉会します。

落札候補者からの内訳書の内容を確認・審査を行い、2の(4)のいずれかに該当し、無効となった場合は、次順位者の入札書・内訳書の確認・審査を行います。

注1) くじ引きで落札候補者を決定していた場合は、くじ引き後、落札候補者となった者の入札書・内訳書の審査を行い、その結果、その者の入札書が無効となった場合は、次順位者の内訳書の確認・審査を行います。

注2) 審査の結果、落札候補者が落札者となった後、落札者以外の入札参加者に内訳書の不備が認められ、入札の無効が明らかになった場合においても、当該落札決定及び入札事務を妨げるものではない。

(2) 談合等不正行為の疑いがある場合

入札前に談合情報等が入り、開札後、落札決定を保留する必要性が生じた場合は、入札参加者全ての内訳書を確認・審査するものとし、内訳書の不明な点を説明しないものは失格とする。

4. 内訳書の確認及び審査職員

入札(開札)時における内訳書の確認・審査は原則として入札執行職員により行い、落札候補者の資格審査に際しては、工事発注課の担当職員にて確認・審査を行います。

5. その他

(1) 一度提出された内訳書の、書換、引換はできません。

(2) 内訳書は設計図書ではないことをご注意ください(内訳書を根拠とした設計変更は認められません)。

この件に関するお問い合わせ
安来市総務部管財課
(0854)23-3031